平成22年度第3回 みんなで支える森林づくり県民会議 議事録

開催日時: 平成 23 年 3 月 10 日 (木) 13:30~16:00

開催場所:長野保健福祉所 301・302・303 号会議室

出席者:【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、犬飼幹子委員、植木達人委員、牛越徹委員、大岩堅一委員、小木曽亮弌 委員、小澤吉則委員、高見澤秀茂委員、滝澤栄智委員、浜田久美子委員、松岡みどり委 員 以上 11 名出席

【事務局】

久米義輝林務部長、土屋邦彦森林政策課長、塩入茂信州の木振興課長、市村敏文森林づくり推進課長 塩原豊野生鳥獣対策室長 ほか林務部職員

1 開会

(森林政策課 濱村企画幹)

本日は第3回みんなで支える森林づくり県民会議を開催いたしましたところ、公私多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます森林政策課濱村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして資料の確認をさせていただければと思います。資料の1から資料の4まで ございますが、お手元の資料を確認いただければと思います。

本日の会議内容ですございますけれど、前回と同様に後日改めまして県のホームページで公表 される形になります。また本日の内容をツイッターという形で中継させていただくことをご了承 いただければと思います。

本日の終了予定ですけれど、概ね4時を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは次第に基づきまして始めさせていただきます。

まず久米林務部長からご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

(久米林務部長)

紹介いただきました久米でございます。本日は年度末の大変お忙しい中、委員の先生方には全員ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、委員各位におかれましては、日頃から県政の推進にあたりまして、大変なご尽力を賜っていることを心から御礼申し上げる次第でございます。

昨年の11月に開催致しましたこの県民会議では、長野県森林づくり指針の案についてご意見をいただきありがとうございました。おかげ様で本県の森林づくりの方向性を示す新たな指針を完成することが出来ました。現在、この指針を具現化するための実行計画でございますアクションプランの策定に向け検討を進めているところでございます。

本日の会議では、森林づくり県民税活用事業の本年度の実績や来年度の計画に加え、昨年度までの2年間の県民税活用事業の実績につきまして、目で見える形にして資料をご提示させていただきました。来年度は森林づくり県民税もいよいよ4年目を迎えます。これまでの税事業の取組につきまして、それぞれのお立場から様々なご意見を頂ければ幸いだと思っております。

いずれにいたしましても 4 年目を迎えるということで、これまでの取組の効果の検証が強く求められているところでございます。

委員の皆様におかれましては、本日は長時間の会議になるわけでございますが、忌憚のない御 意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが開会にあたっての挨拶とさせて いただきます。よろしくお願いいたします。

(森林政策課 濱村企画幹)

続きまして、植木座長からご挨拶をお願いいたします。

(植木座長)

どうも皆様ご苦労様です。この県民会議は、本年度3回目で、本年度の事業実績を皆様で色々と意見を出し合いながら評価するという話でございます。

5 年間の中の折り返し地点を迎えたところで、どのようにこの税活用事業についてお考えになられているのか、忌憚なくどんどん出してほしいと思っています。

また、来年度に向けて今回は予算についても議論することになっていますので、4年目、5年目 に向けてということになります。

この県民会議では森林税の5年間を一つの区切りとしておりますので、5年目以降、6年目、7年目はどのようにしていくかは様々なご議論があるかと思いますが、とりあえず折り返し地点を過ぎたところで、きちんともう一度見直してみるという大事な会議だと思っています。

時間はそれほど長くはございませんけれども、多方面で大所高所に立って色々なご意見を言っていただければ大変うれしく思います。よろしくお願いします。

3 会議事項

(森林政策課 濱村企画幹)

それでは会議事項に入りたいと思います。

これからは議事進行におきましては、県民会議設置要綱第5の2に基づきまして、植木座長により進行をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

(植木座長)

それでは私の方から議事を進めていきたいと思いますが、次第をご覧ください。

次第の3に会議事項がございまして、平成22年度長野県森林づくり県民税活用事業の実施状況について、23年度の予算について、みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況について、23年度以降の長野県森林づくり県民税についてという大きく分けて4つの会議事項があります。

これに沿って進めていきたいと思いますが、まず1つ目から3つ目について事務局の方からまずは説明していただいて、その後皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

それでは事務局よろしくお願いいたします。

※事務局より、以下の資料について説明

|資料 1|| 平成 22 年度長野県森林づくり県民税活用事業の実施状況について

|資料 2|| 平成 23 年度長野県森林づくり県民税活用事業の概要

|資料3| みんなで支える森林づくり地域会議における意見の要旨について

(植木座長)

ありがとうございます。

資料1から資料3まで説明いただいたということで、これから質問意見等の議論を重ねていき たいと思います。結構盛りだくさんですので、ある程度整理をしながら進めていきたいと思って います。

まず資料 1 の 22 年度実績の状況についてから皆様のご意見ご質問等をいただきたい。ただし、22 年度の実績といいましても事業名が 1 から 10 あります。従いましてこれを一括してやると混乱を招く可能性がありますので、活用事業ごとにやっていきたいと思います。

活用事業の1が手入れの遅れている間伐推進ですから事業名でいえば1から3の4ページまでを一つの括りとして質疑応答をしていきたい。それから次に活用事業の2ですから4と5の事業、これが5、6ページ、そして活用事業の3が6のみんなで支える森林づくり推進事業から10の木育まで、大きく活用事業ごとに3つに分けながら少し意見交換、質問をしてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

まず活用事業の1について事業が3つありますので、これについてご意見やご質問等をお願い したいと思います。来年度の事業内容、予算をにらみながらでもよろしいかと思いますので、と りあえずこの1年間を振り返ってみます。

この場は県民会議ですので様々な意見を皆さまの立場から言っていただきたい。ここは何かものを決するという場ではないものですから、なんとなく言い放しのように聞こえるのですが、ここでの意見は事務局の方で整理して、地域会議との兼ね合いのもとで来年度もう少しここを改善していこうかという方向に役立ていくものでございますので、皆さまが率直に思うところを言っていただければいいのではないかと思っています。

県民からいただきました血税で動かしているものですから、ここでのご意見は大変重要なものであると思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

では、活用事業の 1、事業名で 3 つあります。これについてご意見ご質問がありましたらよろしくお願いします。

1 つ目がみんなで支える里山整備事業、これが中心で全体の予算の 7 割はこの事業に充てているということで大変重要な部分であります。

地域で進める里山集約化事業、これは間伐に先行する地域の人たちによって集約化を進めていく話で、区長さんや組長さんと一緒になって集約化のための打ち合わせを行い、境界を確定したりなどをしながら進めていく森林整備、間伐をする前の先行的な事業でございます。

それから高度間伐技術者集団育成事業、これは正に間伐を進めるためのプランナーや技術者の 養成のために使われてきているということです。

この3点があって森林整備、里山整備が進んでいくということで予算化しているものです。

何かございませんか。これまでも色々と意見が出されているところでございますが、繰り返しでももちろん結構です。

浜田委員さんどうですか。口火を切っていただければ大変助かるのですが。

(浜田委員)

どの事業もこの年度の目標を達成されているという形で、それだけをみると順調に事業が進んでいると思うのですが、資料4にいただいた地図を拝見したときに、これは20、21年度ということで今年度は入っていないのでさらにまた点が増えると思うのですけど、地図を見たときにこれを多いとみるのか、少ないとみるか分かれるところでもあると思うのですが、私がぱっと見たときには、「こんな頑張っているけどこういうものか、長野は広いな」と思います。

特にみんなで支える里山整備事業は青いマークなのですごく少なく見えて、これはたまたま今

年度がないから少なく見えるのか、赤の方がずっと目立っており、この辺をどう理解すればいいかと思っています。

あとは、人材育成の高度間伐技術者集団育成事業で、着々と予定どおり各事業体でのプランナーさんやオペレーターさんが育成されているとは思うのですけど、具体的に今までこれをやった方たちは、今までできなかったどんなものができるようになっているのかとか、実際それが具体的な仕事面に対してどのように発展されているのかずっと分からないと思っていて、実際に受けられた方たちがどのように自分の事業、仕事を見直してフィードバックされていらっしゃるのかという声が聞けたらいいと思っていました。

(植木座長)

資料 4 はまた後ほど説明があると思いますが、全県にわたってみるとなんとなくちょこちょこという感じですが、私は結構やっているなと見ていたのですが。ただしこれは小班ごとに落としているので、実際はもっと少なくなるかもしれません。

その辺はまたあとで説明してもらいますが、2点目に浜田委員さんからは技術者養成の問題で 中々目に見えていないのだろうと私も思います。

これには、評価をどうするかという問題があろうかと思います。確かに3年間事業をやってきた訳ですが、現場で研修し技術を磨くということですから、直接、私たちには中々見えてこない部分です。

どう評価するのか、この辺をもう少し理解したいと思っていますが、事務局いかがですか。評価をどのようにしたらということについてコメントをさらに深めて説明いただければと思います。

(信州の木振興課 塩入課長)

信州の木振興課長の塩入でございます。

オペレーターの研修は、実際に機械を使って道を開けながら間伐と組み合わせてどのようにやっていくかということをやるのですけど、評価は中々難しいです。

量的に何人とか何事業体でやったかというのは数の評価ですが、質の評価は今の段階でこうすれば達成したというのは中々難しいところで手探りの状況ではあるのですが、現場ではオペレーターが実際に機械を使って道を開けながら、それを周りで見て研修しながら人の技術を見て、自分の技術を見てもらいながら進めています。

今後そういった人たちがまたリーダーになって、よその所に指導に行ったりとか、そういった環を広げていくのが今の段階で、効率的に間伐材が出て間伐材が使われるというのが最終的な評価になると思うのですが、マニュアルで評価というのは今のところまだ難しいと思っています。

(浜田委員)

量的な数字ということで「何m開設した」ということになると、逆に私なんかは怖かったりするので、私が申し上げたかったのは、実際に受けられた方たちが自己評価をどうやっているかという点です。

自分たちはこれを学んだことによって仕事が3割増しになったとか、全くの自己評価で構わないのですが、受けられた方たち全員のアンケートのようなものを取られれば、かなりの手ごたえが分かると思いました。

(植木座長)

難しいところですけど、聞き取りやアンケートを取れば、やった人たちはこういうふうに思っている、これだけ自分の実力が以前よりも上がったという評価が個人としてできると思います。

(信州の木振興課 塩入課長)

参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(植木座長)

質の面でどう評価するかが難しいですね。そこをちょっと工夫すべきかと思います。

ついでですので、4ページの松本地区で事業実績が平成20年から平成35年になっているのですけど。

(森林政策課 春日企画係長)

すみません、これについては入力ミスで、平成22年までです。

(植木座長)

ほかにどうでしょうか。活用事業1の部分でご意見ご質問あればお願いします。

(牛越委員)

3 ページの地域で進める里山集約化事業について、先ほど植木座長からお話があったように、 施業に向かって合意形成がなされた後に1の具体的な整備に入っていくという意味で、前の会議 でも発言させていただきましたが、これは大事な事業になります。

例えば、大町北安曇でも、地方事務所のご指導で本当に有効な仕組みで進めてきていただいて それはいいのですが、今日指摘申し上げたいのは、合意形成の中で山林所有者が地域を離れて遠 くに居住している事例で、不在地主をどのように合意形成の中に組み込んでいくかが非常に大き な課題になっています。

資料3の各地域会議で色々ご意見をいただいている中で、16ページの上から5つ目の丸の中に、都市部の人を含め利用につながる仕組みづくりとあり、その3行目に不在地主の林分も公共としての森林と位置付けをしっかりした上で組み込んでいったらどうかという提言がなされています。私も前々からこれは大事な視点だなと思っています。

一人ひとりに実際に合意をいただいて、前に進むということになると、ここで行き詰って立ち 止まってしまう、そうしたケースが多分他の地域でもたくさんあると思います。

なんとかこれについて法制度を含めて解決していくしかないと思うのですが、とても重い課題ではありますけれども、面的な整備が進まないという壁にぶつかってしまうのではないか、そんな気がしまして指摘させていただきます。

(植木座長)

不在村地主の方々の参加、あるいは森林をどのように扱っていくかは大変難しい問題ですが、 これまでもここで何度か議論されているかとは思いますが、事務局として今のご意見に対して何か。

(信州の木振興課 塩入課長)

国で森林法の改正が検討されておりまして、その中で所有者が不明で手入れができない林分は 地方公共団体が間伐や保育作業を実施可能にするという仕組みが検討されている最中です。

これは路網開設などで他人の土地を利用する際に、不明でも使用権を設定できるというもので、 そういった森林法の改正の中で国において検討されている最中なので、それを受けて不在村地主 のところを使うとか通るとかが可能になってくるのではないかと思っています。 法の改正なのでそれを待たなくてはいけませんが、見極めながら進めていけると思います。

(植木座長)

森林法の改正の話もありますので、そういうところでこういうことがある程度改善、解決していく道が示されるかもしれないですね。それを見ながら県としてもどのように上手くやっていくかですね。

(麻生委員)

2点あります。1点は今の話とも関わってくるのですが、里山集約化事業というのは、間伐の前段の非常に重要なことで、今まで着々順調にきていた部分だと思いますが、来年度の予算で半減していることについて、なんでそうなったのかが一つ。

もう一つは、間伐計画面積が本年度 5,400ha が 6,000ha に増えていく、もちろんこれは道を開けたり高性能林業機械を入れたりして、効率化を図って面積を増やせるという目論見があると思うのですが、一生懸命林業就労者、新規就労者の対策を当然やっていると思うのですが、今年度に関していえば、新規就労者は確かに増えているが、総数でいくと高齢化で辞めていく方が多くて逆に減っているという状況だと思います。

10年後には3,000人まで林業関係の人を増やしたいという話を聞いてはいますが、毎年こうやって間伐面積を増やしていく中で、作業者としては減りつつある現状で、果たして対応できるのか、高性能とはいってもそれに馴染まない地域があると思いますし、面積の課題をこなすためにやりやすいところをどんと大きく集約化しても、残るところは出てくると思うので、大きな仕組みにこぼれてしまう部分をどのように掬いあげて手当てをしていくかというその辺りのきめ細かい部分もぜひ県でお願いしたい。

例えば国の森林整備ではそういうことはできないが、県の森林税の方で非常に細かい部分をフォローするという住み分けをして、森林整備を進めていただけるといいと思っています。

(植木座長)

貴重なご意見ありがとうございます。1点目の半減については後でやりますのでそのときに。 2点目について、事務局どうでしょうか。ご意見についてコメントがあればお願いします。

(信州の木振興課 塩入課長)

林業従事者は平成 21 年度の集計で 2,567 人、これを 3,000 人という目標を立ててやっており、 平均年齢は実際に若返ってきています。なおかつ、就業形態が短いのではなく通年雇用されてい る非常に作業時間も長くはなっている傾向にあります。

そういう意味では人数だけの問題ではなく、質とか雇用日数等の問題があるので一概に言えないところはあるのですが、おっしゃるとおり路網の整備で非常に現場に入りやすくなったこと、高性能林業機械が普及したこと、先ほどのオペレーター研修等で技術力が上がったこと等で、間伐に必要な人数は十分でないのかもしれませんけど、ある程度は手当てできるのかなと思っています。

午前中に林業労働確保支援センターの会議があったのですが、その中でもそのような話が出まして、見通しは今言ったようなことでそんなに大変ではないのかなと思っています。

(麻生委員)

当然機械を使うことによって効率が良くなるのは分かるのですけど、事業体の費用負担として は少ない人数でたくさんできればいいというのはあるのですが、機械そのものの維持費とか、全 部の事業体が機械を持っているわけではないのでレンタルということも当然出てきますが、レンタルすれば1月1人分くらいの経費がかかるので、その辺り確かに面積はこなせるようにはなるけれども、事業体の負担は変わらないのではないかと実感しているので、機械に頼る部分と本当に事業体が 楽になるかというところは疑問があります。

(森林づくり推進課 市村課長)

面積のことをちょっとご説明させていただきます。

来年森林税では 6,000ha、これは 5 年間の中で最大となります。県全体の民有林の間伐目標面積につきましても 24,000ha と最大です。以降 2 年間最大が続きまして、その後は漸減していく計画です。

今、塩入の方から説明しましたように、労働力対策の面からは、3,000 人まで増やせれば、24,000ha については担い手の面からはなんとかできるという見通しでおります。

もう一つ集約化の話がございました。だんだんやりやすいところが終わってきて、最後は本当にやりにくいところが残ってしまうのではないかということで、確かにおっしゃるとおりでございます。

ただし、森林税事業の間伐につきましては、制度の設計上、3名以上の所有者の集約化し、1ha以上間伐するという条件で実施しており、豆粒まで拾いきれないことはございますけど、今までのより細かなところをやっていくと、そのかわり補助率は通常事業は10分の7のところを森林税事業は10分の9と所有者負担を少なくしております。

さらに細かいところをどう拾っていくか、これは次の森林税の課題になると思いますが、当面は 6,000ha の目に見える里山の間伐を進めさせていただくこの制度で、これまで進みにくかった小さなところを若干でも集約化することによって進むようになっており、そしてさらに進めていきたいと、そんな状況です。

(植木座長)

やりやすいところからどんどん進めて、最終的にやりにくくなってきた場合について説明がありましたが、前々からそのような懸念があるのですけど、例えば里山集約化事業の交付単価は ha あたり 15,000 円でずっとやってきていますが、ときどき不公平かと思うのは、例えば諏訪だと昨年度 471 人の森林所有者で 96ha の集約化見込み面積ですね。北安曇でいうと 137 人と諏訪よりずっと少ないけれども面積的には大きいというふうになってくると、執行見込額は、当然、北安曇の方が大きくなってきます。

どちらかといったら1件1件に対してまとめるということですから、面積が大きくても小さくても人が行って色々と相談しながら話す手間は変わらないわけです。そうした場合に ha あたり15,000 円ではなくて、1 件あたりという見方は無理なのですか。そうすると小さいところでも1件としてみた場合の補助金であれば、面積は広くなりませんが手間は同じではないかという気がするのですが。

私の考え方が間違っていれば訂正していただきたいのですが。面積あたりの大きいところから 狙ってやっていくと小さいところが残ってしまうと思うのですが。

(森林政策課 春日企画係長)

この集約化事業につきましては、今おっしゃるように地域によって条件が違いまして、すごく 細かいところと大きなところという違いがあるということは事業の立ち上げのときに当然検討い たしました。

そのときに、面積あたり非常に人数が多いところを割り増しということも検討したのですけど、

それよりも事業のシンプルな非常に分かりやすい形というのが、皆さま方に使っていただく上でそれも一つ大きなメリットかなと考えました。事業を複雑にしますと煩雑になりますし、検査なども本当にその人数なりを確認する作業が多くなってきまして、その辺で使い勝手のいい形を選んだということはあります。

ただ、ご指摘のとおり細かいところは非常に手がかかるわけでございますので、それについては、今後の検討課題と感じています。

(植木座長)

シンプルさは大変大事だと思います。私もそれは理解できます。

今のところ面積あたりでやってきてある程度進んできたのならば、ある時点から軒数あたりでやってもいいのかなと、1 軒あたりいくらという話でも、もしかしたら今後やりにくい時期に入ってくるときにご検討いただければと思います。

ほかに活用事業1について何かございませんか。それではとりあえず活用事業1はここで一旦終了させていただいて、活用事業の2の森林づくり推進支援金と間伐材利用の環モデル事業、5、6ページについて、何かご意見ご質問等があればお願いしたいと思いますがいかがですか。

森林づくり推進支援金は市町村にとって個別の特有なもの、色々市町村ではやるべきことがあると思いますので、それをどんどん進めていく重要な事業だと思いますし、予算額も大きいところでございます。

環モデル事業は、一昨年新規事業として出てきたものです。 いかがですか、5、6ページについてなにかございませんか。

(麻生委員)

今、植木先生の話にも出たのですが、森林税の約20%を占めているこの事業について、市町村、各地域固有のものになるべく対応するということですので、地域の市民にとって一番身近な部分の問題点が、こういうふうに森林税が使われているということを実感する事業だと思います。

ここにも数字がメインで出ていて、具体的な内容がちょこちょこと出ているのですが、もしできれば少し内容を具体的にこういうことがあってこんな効果があって、ここの地域ではこうだったということでも結構ですし、各地域委員会で十分に推進支援金事業について討議されているのなら結構ですが、私たち委員としても各地域がこういう事業を具体的にやっているという一覧表くらいは、この次は見せていただければと思います。

(植木座長)

そうですね。事業名だけでもどこの市町村がやっているというのがあれば。その辺のご配慮を いただければと思います。

(松岡委員)

5 の環モデル事業についてですが、最初にこの話が出たときには「境界線確認など色々なことをして50万円で足りるのか」という意見が出たことを覚えているのですが、実際に現在5箇所協定を結ばれて今どのくらい進捗しているかは良く分からないのですが、50万円の補助でどのくらいできるかというそれぞれの事業主からの意見やコメントがあれば教えていただきたいと思います。

(信州の木振興課 塩入課長)

この環モデルは、1箇所50万というそんなに大きくない額ですけど、これで全部賄えるかとい

うと、地域によっては持ち出しもあるかもしれませんけれども、私どもとしてはこの 50 万というお金は多くもないし少なくもないという気がしないでもありません。

先週の4日に松本でこの発表会をやってもらいました。集まった方は木材業者がメインでしたけれどそれぞれの地域の取組について発表会をやってもらい、その中ではこのお金を使って地域がまとまり、間伐材の利用も進むというような声を聞きました。やってもらったのは飯伊森林組合、征矢野建材さんで、非常に地域としてはありがたいという話を伺っておりますし、来年はここにプラスして、最近、木材が合板に使われるようになり、土木用材、梱包材などの用途足りないという声も聞かれるようになっているため、そういうところへも環モデルが対応できるように拡充しながら、この事業を進めていきたいと思っています。地域での評判は悪くないと思っています。

(植木座長)

面白い取組だと思います。指針の中でも各地域ごとにここはカラマツ、ここはアカマツだとかスギとやっているのですが、地域として資源を有効に活用するのならば、生産から加工流通までをなんとかつなげていくという意味では非常に重要な、今後長野県において一つのモデルを作っていく上で土台、きっかけになるような話だと思っています。

50 万円で何ができるかは気になっているのですが。それと、これは縦の流れでやっているのですが、その発表会のときも同じ業種間の横のつながりの予算化について、意見は出ていませんか。 例えば工務店同士の横のつながりを推進するために環事業があるとか、素材業者同士が機械だと か場所だとかをやるときに横のつながりの環事業があればと思いますが。

(信州の木振興課 塩入課長)

おっしゃるとおりでして、来年そういったことで、工務店、製材業同士の連携を強化して、川下対策ですけど製品を安定供給させようという取組をやりたいと思っています。

座長さんおっしゃるとおり、横の連携はこれから大事な部分だと思いますので、間伐材もそうですし、製品の安定供給という意味では非常に大事な部分なので、それを来年予算化してやることを予定しています。

(植木座長)

ほかにどうでしょうか 5、6ページ、特にございませんか。

森林づくり推進支援金は各市町村と考えれば、市町村からみるとやりやすさとか、もう少しこうすれば使いやすいということがあれば、言っていただければありがたいのですが。

この辺の使い勝手がどうかと思うのですが。牛越さんどうですか。担当職員から何か聞かれておりますか。

(牛越委員)

うちの方は割合に使いやすく使わせていただいています。というのは 5 ページの下半分の具体的な事業内容の中で、市町村独自の森林整備のところに充てていまして、市町村独自の森林整備の嵩上げ補助、実は私どもも県下にも他にも多くの例がありますが、合併したときに旧八坂村、旧美麻村という地域では、元々山村ということで嵩上げして森林整備を進めていて、合併したときにそれを大きな市全域に広げるかが大きな課題でした。特に、旧大町市には嵩上げの仕組みがなかったものですから、そのときにちょうどこれを活用させていただき、全市にこの嵩上げの仕組みを広げることができました。

もう一つ、当然この森林税は、市町村が窓口で県民のみなさんからいただいていますが、その

ときに普及啓発ということと表裏一体となって、市としての森林税に対する自覚も広がっている ような気がしています。効果は大きいと思います。

(植木座長)

どうもありがとうございます。

それでは、次の活用事業 3 にいきましょうか。7 ページからみんなで支える森林づくり推進事業の広報普及啓発があって県民会議、地域会議があって、最後の12 ページの木育推進事業という、ここまで事業はいくつか多いのですが、何かお気づきの点やご質問等があればお願いしたいのですが。

(大岩委員)

6 の 1 の広報普及啓発費ですけど、私も仕事柄ラジオやテレビや新聞などでどんな形で報道されているか、なるべく意識するように、去年の春からそんな気持ちになっているのですが、先ほど 2 の事業の実施状況の中で、リーフレットなどの制作配布というところで、コンビニにこういったものをおいたというお話が出てまいりましたけれど、正直いってコンビニにそういうものに関心をもっている人がどのくらいお客さんとしているだろうというのは、疑問に思いました。

コンビニは、自分でもそれなりに活用はしていますけど、目的をもってビールを買う、おでんを買う、公共料金を払うというような、なるべくコンビニの中にいる時間が長くないほうがという気持ちになって、買い物をしているのではないかという気がします。

ですから、20、21年度の成果をとりまとめたリーフレットをコンビニにおいて、果たしてこれでどれくらいのお客さんたちの手に取ってもらっているというのは、結果としてどうだろうというのが知りたいところです。

また、テレビスポットやテレビ番組への情報提供もありますけど、どうしても NHK も民放もそうですけど、事件事故がその日のニュースということで、大きく扱われていきますので、どんな形で森林づくり県民税が活用されているかは、例えば報道部のある記者が 1 年間追跡取材をしていて、あちこちでこんなことがやられているとまとめて放送してくれればいいのですが、中々そういうことは時間と手間がかかりますから、各局報道の中でどれだけのそういったものを割いてくれているかが疑問に思ったりしますが、そういうことについて、市町村で出している広報などに協力してもらうことは、可能なのかと思ったりしますが、いかがでしょうか。

(植木座長)

事務局いかがでしょうか。まずリーフレットですね、コンビニに設置しているわけですが、どのような効果があるのかなというのが、大岩委員さんから疑問が投げかけられましたが、私も実はコンビニで見たことがないのですが。置いているのですか。

(森林政策課 春日企画係長)

説明をさせていただきます。コンビニについてはずっと置き続けるには、色々なパンフレットやスペースの関係がありますので、今年、まずサークルKの県内全店に11月後半に置かしていただきました。現在、セブンイレブンとファミリーマートに3月に設置させていただいております。

まず、最初のサークルKにつきましては、各店に20部ずつ置かせていただいて、その後の持っていってもらった状況を各地方事務所に調べていただきました。半分くらい持っていてくれたような形です。

この7ページのリーフレットの写真が小さめでちょっと分かりづらいのですが、やはり持って

いってもらうには何かきっかけがあるようなものがないといけないということで、表紙にちょっと工夫をいたしまして、そこのところにクロスワードパズルを入れこみました。県のパンフレット類では斬新な形で、なるべく関心のない方にも持っていってもらおうということで取組をしております。

なお、このリーフレットをコンビニに置いた目的が、県政世論調査の中で若い年齢層の方それと女性の方が結果として森林税に対して認知度が低かったという状況を踏まえまして、あまり興味のない方に知ってもらうことは非常に難しいのですけど、そういう人たちも多く訪れるコンビニに置いて、何だろうと持っていってもらうということを目的で実施いたしました。

このリーフレットについては現在セブンイレブンとファミリーマートにで置いてありますので見ていただければと思います。

(植木座長)

どうも失礼しました。私が気づかなかったということで。

(森林政策課 土屋課長)

今のリーフレットについては、ちょうど座長さんの後にパネルがございますので、また、後ほど休憩時にご覧頂いて、あのような形でリーフレットが成り立っています。

それともう 1 点、市町村の皆さま方の広報誌を使ってということで、今私どももそういうことで、22 年度から各市町村の皆さまにお願いをさせていただいた結果、7 つの市町村で採用していただいて、実際にそれぞれの広報に載せていただいたという状況です。

(大岩委員)

今、お話をお聞きしてなるほどと思っていましたが、次の6の2の県民会議、地域会議の開催費についても関ってきますし、また資料3のみんなで支える森林づくり地域会議における意見がありますけど、たまたま松本には松本平の地域新聞の市民タイムスというのがあって、そこで3月3日の記事に2日に開催された松本地域での地域会議で、森林づくり県民税を活用した事業への意見を住民代表から募るという報道が、写真付きで載っていたのですが、その中の声としまして、本年度は塩尻市の広丘野村保育園の新築に県産材を活用したが、委員からは地元の人たちもあまり知らないのではないか、例えば見学会が行われてもいいという提案があったという報道が、新聞記事になっていたのですが、それと関連するのが資料3の森林づくり県民税に関することで、例えば、森林税の成果等の普及啓発が足りないため、積極的に行うべきだという意見があります。

ですから、やはり成果というのはこういうものになりましたよとか、こういうものができましたよというような、そこにこんなお金を使われたということを多くの人に知ってもらうということだと思います。例えば新聞では、たまたま小さな記事になってしまったら見落とすということもあるでしょうし、テレビやラジオでもその時間聞いていなければ耳には入ってきませんけど、やはりそういう意味では、例えば塩尻市の市の広報に、広丘野村保育園の新築には県産材を使ったということをそれなりの記事にしてもらったりするということは、地元の人にとっては、そうなんだと思う機会になるという気がします。

ですから、そんなことを敢えてご報告をしたわけですけど、そんな形であちこちで PR して多くの人たちの目に耳に届くような形がいいのではないかと思いました。

(植木座長)

どうもありがとうございます。アイデアも重要かもしれませんね。どうやったら我々がやっている県民税の利用などがうまく県民の方に伝わるか、アイデアマンがいればいいんですけどね。

しかし、地道に広報、普及啓発活動をやることは、今後とも必要だと思います。

ほかにどうでしょうか。活用事業 3 について何かありませんか。特にないのであれば、今年度の事業については、大体そういうところの意見があったということで、閉じさせていただきます。

続きまして資料2の23年度の県民税活用事業の概要、こちらの方に移りたいと思います。

資料で4ページくらいあるのですが、先ほど麻生さんの意見で集約化が半減していると、45.7% と、これはなぜなのかというご質問ですが事務局お願いします。

(信州の木振興課 宮崎主任林業専門技術員)

集約化事業につきましては議会でも森林整備を推進する大切な事業だと考えてございます。

その中で、来年度ですが、国の制度改正がございまして、現在動いています活動支援交付金が拡充されまして、私どもとしては、森林組合さんですとか大きな事業体さんにつきましては、この新しい国の制度を使っていただきまして集約化実施計画あるいは、平成24年度の森林経営計画につながるような集約化を進めてほしいと思います。

そして、この 1,600ha につきましては、集落あるいは NPO さん、こういったきめ細かな事業体が進めている比較的小規模な集約化について、引き続き計上させていただいたというところでございます。

(植木座長)

国の活動支援交付金があるのでそちらに乗り換えてということですね。

その活動支援交付金と我々がやっている地域で進める里山集約化事業はほぼ同じような内容なのですか。

(信州の木振興課 宮崎主任林業専門技術員)

間伐の合意を取り付ける、それから周囲の境界明確化のための測量など、こういったものも取り込めるということで、場合によっては32,000円ですとか、有利な事業費が使えます。

それから 24 年度に向けて経営計画を策定していかなくてはいけないということがございまして、これを策定しないと国の補助事業を受けれないということもございますので、できればそういった有利なもので集約化を進めていただければと、今、事業体さんの方に各地方事務所を通じてお願いしています。

(植木座長)

そういう制度があればそっちにということですが、なぜ半分なのかが分からないですね。 半分くらいは交付金でできるだろうと、そして半分は森林税でやろうという話ですか。

(信州の木振興課 宮崎主任林業専門技術員)

現在進めているのが 1,600ha になったというのは、新しい国の制度改正に基づく直接支払制度に基づく事業ですが、そちらの方で 2,000ha ほど計画しているということと、1,600ha につきましてはもともと 6,000ha 森林整備を進めたいと、この半分位をこの集約化事業でカバーして確保していかなくてはいけないと予定してございまして、そうした直接支払制度の 2,000ha と併せて 3,000ha を超えるように準備させていただいたということでございます。

(植木座長)

麻生さんよろしいですか。条件整備の方は半分ですが、人材育成もなぜ半分なのかが気になる

のですが。

(信州の木振興課 山岸経営普及係長)

信州の木振興課の山岸といいます。人材育成の高度間伐技術者養成事業につきましては、一つの事業体が、この事業を3カ年かけて導入して人材を養成していくと、すだれ式に20年度から事業を始めたところは22年度で終わる、21年度から始めたところは23年度で終わるというふうになっておりまして、23年度は3年目の終りの年ということで事業体の数が減るということでございます。

(植木座長)

3 年事業なんですね。それでこのように最初の年のものが終わるということで減るということですね。

(松岡委員)

先ほど境界線確認の件で、国の交付金があるから 45%でも大丈夫だとお聞きして確認ですが、 小規模の面積でも国の交付金は、受けられるということになるのでしょうか。

(森林政策課 征矢森林計画係長)

森林政策課の征矢と申します。ただいまのご質問でございますけど、来年度から新たに内容を変えてという事業でございますけど、ha あたりいくらというのが上限になりますので、小さなものはそれ以下で実費の範囲で、交付金を充てるということでございます。

(松岡委員)

国の交付金というと、これから大面積でないと出ないという話を聞いていましたので、そういうところがカバーできるのかということを確認したかったのですが。

(森林づくり推進課 市村課長)

交付金という言葉でちょっと誤解が生じていますので整理させていただきます。

今、征矢から申し上げましたのは、集約化に関する交付金という意味で、松岡委員さんがおっ しゃった大面積の森林整備でないと交付金が出ないというのは、違う制度でございます。

御心配の大面積でないと、というのは、今までの公共造林事業の制度が大幅に来年度から変わることによるものです。直接支払制度といいますが、これにつきましては、年間 5ha 以上の施業をまとめないといけないということが、条件になります。そして、搬出間伐を基本とするということで、平均 1ha あたり 10m³以上の間伐材の搬出をしないと補助の対象とならない、あとは、補助単価が全国一律の歩掛を使うと、そんな大きな点があります。これは、非常に大きな影響が出てくる可能性があります。

それからもう一つ、集約化計画があるところでないと間伐の補助対象とならないということで、 24 年度からは森林法に基づく森林経営計画に則った事業でないとだめだと、そんな流れがあり、 長野県とすると大きな影響があると思っておりますが、制度の普及について、県下各地で説明会 を開いているところです。

また、激変緩和の措置として、今年の11月補正で予算を相当認めていただいて、来年度の繰越も認めていただきました。

来年度これを使いますと予算的に今の制度を半分くらいは、維持できそうですので、そんな激変緩和措置を取らせていただいたところです。

特に、森林税事業につきましては、限られた財源の中で、いかに里山の間伐を進めるかいうことで、5年間は、単価の安い切捨間伐に限定するということで始めておりますので、24年度以降はまだ分かりませんけども、23年度は予算の工夫によりまして切捨間伐のみで対応できるように予算の繰り越したところです。

最初に戻りますが、このように境界確定と集約化の交付金と、造林事業を実施するための直接 支払制度の交付金につきましては、制度がちょっと違いますので、ご理解いただきたいと思いま す。

(浜田委員)

今の点と重ねてですが、半分にしてその半分の方は国の新しい制度の方にもってもらうまではよく分かるのですが、事業主体としては、今までと同じような事業主体として自治会や山林委員会、森林組合等と書いてあるのですが、国の方は大がかりな森林組合にもっていって、手間暇がかかる地域や個人のレベルになっているところこそ県民税を使ってというような、住み分けという使われ方をする50%なのか、とりあえず全体としてなんとなく50%という分け方なのかよく分からないのですが。

(信州の木振興課 宮崎主任林業専門技術員)

森林組合等の事業体につきましてはプランナー等の今スタートした人材を使っていただいて、 是非、国の方の事業に乗っていただきたい。県民税の方を使った里山集約化事業につきましては、 国の方では集落とかそういうものは事業主体になりえないものですから、集落等、あるいは NPO につきましては、この里山集約化事業の方を使っていただくようすみ分けていただければと考えています。

(浜田委員)

そのように設計されているということですね。

(信州の木振興課 宮崎主任林業専門技術員)

そうです。

(牛越委員)

先ほどの松岡委員さんの質問と半分だぶっているのですが、みんなで支える里山、間伐の主力の事業についてですが、国の制度は昨年から色々な情報の中で、一つは国庫補助制度、公共造林の制度が大きく変わる、施業の一つずつの単位である採択要件の面積が非常に大きくなる、2 つ目には切捨間伐は、国庫の対象にしていきません、この 2 つだと聞いています。

まず、その国庫の新しい仕組みが切り替わるのは 23 年度の新年度からなのか、24 年度の先ほどの計画を踏まえてということもありますがいつからなのか、もう一つは、先ほど直接支払という話がありましたが、間伐についてもその考え方が適用されるのか、その 2 点を最初に教えていただきたいと思いますが。

(森林づくり推進課 市村課長)

制度は23年度から始まります。採択要件は先ほども説明しましたとおり、1事業体当たり年間5ha以上の事業を行わないと補助の対象にならない、これは間伐が対象になります。ただし、1施業地は今までのように0.1ha以上で結構です。ですから0.1haの施業地を50個まとめれば補助対

象になります。1 申請者 5ha 以上ということですので、その申請者が小さなものを集めて 5ha 以上になれば、結構でございます。

切捨間伐につきましては、原則補助の対象になりません。ただし、申請者が搬出間伐と切捨間伐をセットで行い、それを一つの申請で上げれば、その切捨間伐も認められます。ただし、その申請者の搬出間伐量が 1ha あたり 10m³以上、つまり 5ha 間伐をやり、切捨間伐をそのうち 4ha、搬出間伐を 1ha 実施し、搬出材積が 50m³だったとすると、その 5ha の平均搬出率が 10m³となり、そうなると 4ha の切捨間伐も認めるという制度です。

これが、大きく搬出間伐に移行しようとする国の新たな直接支払制度と呼ばれるものです。公 共造林制度が名前を変えて直接支払制度になったとご理解いただければ結構です。

先ほど激変緩和の措置の話をさせていただきましたけど、長野県としまして、一気に新たな制度に移行すると混乱が生じることが予想されますことから補正予算を組まさせていただき、これを翌年度に繰り越すことによって、全体半分ちょっとくらいは今年の制度がそのまま維持できるようにしております。ですから、制度自体は、23年度から新しい制度に入りますし、長野県も取り入れますけれど、激変緩和のために旧制度も県としては1年間使いながら徐々に新たな制度に移っていくと、そんな工夫をさせていただいたところでございます。

(牛越委員)

今の市村課長のご説明の中で、直接支払というのはまさに国庫から個々の事業体に直接、つまり県の予算を経由しないでということになりますね。

(森林づくり推進課 市村課長)

民主党の公約の中で森林所有者直接支払制度と言っておりまして、これと関連づける意味で公 共造林事業の間伐の制度を直接支払制度というふうに名称を変える、ということです。

(牛越委員)

例えば、農業所得の直接支払という言葉は、直接国庫から個々の農家に直接いくようになります。県の予算を通さないで。この森林の方は直接支払というのは、県の予算を通してということですね。では名前がそうなっただけで実態は変わらないということですね。

(森林づくり推進課 市村課長)

名前が変わるだけです。

(牛越委員)

その上で心配なのは、採択要件が大きく引き上げられた、あるいは切捨間伐は、搬出と一緒の場合には認められる。でもそれは長野県にとっては大変厳しいハードルですよね。

特に、東信地域のように非常になだらかな地形の山林が多いところはよいのですが、私どもの 北アルプスの麓は、急峻な地形で路網を入れるだけでも非常に大変で、一団の面積をまとめると いうこと自体至難の技、ましてや採算性に合わない切捨間伐にならざるを得ないところがたくさ んあります。

そうしたときに、激変緩和措置で 23 年度はいいのですが、24 年度以降は目途が立たなくなってしまう心配はありませんでしょうか。

もう一つ、そのように採択要件が引き上げられたときに、予算の額でみますと、前年が 10 億9,100 万円、23 年度が 12 億という大きな目標値で予算配分をいただいていますが、本当に達成できるのかどうか、併せてその内容をみますと国庫が 5 億 5600 万円から 6 億 1800 万円と 5000 万円

も増えている。これは国庫の担保が可能なのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

(森林づくり推進課 市村課長)

長野県は非常に地形が急峻で、搬出間伐と急に言われても、という話は、林野庁にもしております。部長が林野庁に行って提案したときもそのような話をいたしました。

林野庁は、これまでと同じことをやっていても駄目だということで、とにかく実際やってみましょう、という意見です。やってみてどこが駄目で、どうすればいいのかということを、実際の声として聞かせてくれと、まず動かしてみましょうと言われております。

間伐の実績をみますと、長野県の昨年の間伐の実績が 22,196ha ということで、そのうち搬出があった森林が 22%です。この平均搬出材積が 31.4m³ でございました。

ですので、もうひと頑張りすると 5ha で 50m³以上出るというところまでいきます。補助金をもらう以上、事業体のみなさんにも努力をお願いしなければいけないものですから、もうひと頑張りしていただきたいと思います。それから林業後発地帯というようなところもありますので、そういったところでは、新制度でやってみて具体的な事例やこう改良したらいいという声をお聞かせいただきたいと思っています。

それと 25 年生以下の人工林につきましては、保育扱いで除伐という区分になりますので、搬出 に関係なくできます。これを活用するという手もありますし、色々制度を活用してやっていきた いと思います。

それと、来年1年、激変緩和措置で何とか新たな制度に向かう基礎体力をつけていただきたい と考えております。

国庫補助の確保状況につきましては、今の国のやり取りの中では、公共造林事業や森林税事業の間伐の予算については、大丈夫でございます。

(牛越委員)

今、市村課長さんのお話で、搬出の平均が 31m³ 平均値ということで、ほっとはしているのですが、平均値というのは大変危ないですね。平均値をもうちょっと頑張ればクリアできる、でも半分はクリアできないところが出てくるので、その出てしまう地域に何らかのご配慮を、国の制度を活用できるのか、あるいは県単で県民税で補完していくのか、その辺はぜひ制度設計の上でお願いしたいと思います。要望でございます。

(植木座長)

今、市村課長さんから色々説明されたのですが、多分今の話はなぜ半分に減らしたのかという 理由は多くの人が分からないだろうなと思います。難しいですね。

(森林づくり推進課 市村課長)

私が説明しておりますのは、間伐実施事業のことです。集約化するソフトの方はまた別な事業 になります。

(植木座長)

結果的に集約化していかなくてはいけない、先行投資でやらなくてはいけないということは良く言われていて、これだけ減らすとなってくると、先ほど言った国の交付金の拡大ですか、そういったものが拡充になってやるということですけど、私は今の話を聞いていても、すっと落ちませんでした。その辺をもうちょっとうまく多くの人に理解してもらうには、説明が必要かなと感

じています。

(森林づくり推進課 市村課長)

私なりの見解に基づく話をさせていただきますと、間伐を実施する前段階の条件整備として集約化があります。この集約化につきまして、今までは森林税の中で 1ha あたり 15,000 円を集約化のために支援させていただいていたのが 22 年度まで。23 年度からは国の方の制度で、森林組合や事業体が集約化を進めるための交付金制度ができ、今の森林税による集約化の半分にあたる部分がそっちに移行できますという話で、残った小さい所有者や NPO といった方々のような国の補助対象にならない人たちがやる集約化については、この森林税で集約化を進めるというものでございます。これらどっちも併せて間伐を進めてまいりましょう、とそういう区分けでやっていくつもりです。

(植木座長)

なんとなく今の説明で少しは分かりました。そういう意味では、制度的には自治会だとか山林 委員会を中心にやるということで、それで集約化がうまく進めばいいですね。

(浜田委員)

確認です。集約化事業の交付金額の ha あたり 15,000 円、10ha または 10 人以上が対象ということは、先ほどから先生が個々の人数でできませんかねとおっしゃられていたように、例えば 10ha にならないけれど 10 人以上の人たちがまとめるとなると、15,000 円が出たりするということではないのですか。

つまり、10ha まとまらなくても10人とのお話をまとめてその10人分が1ha しかなくても15,000円は出るのですか。

(信州の木振興課 宮崎主任林業専門技術員)

はい。出ます。

(麻生委員)

大規模な 23、24 年度から本格化する長野県全体の森林整備の話がありますので、その点でぜひ 県の皆さんにも配慮いただきたいのですが、結局、国の森林施策が県におりてきて、またそれを 市町村におろして、市町村が計画した森林整備計画に合致する形で森林組合とか各事業体が整備 計画を集約化した地域で、森林整備していくということになると思うのですが、県の林務の方は、 林務部の中で治山に行ったり普及に行ったりと、同じ林務の業務の中で移動がありますが、私た ちの一番身近な市町村の林務の担当の方は、概して 2、3 年で変わられるのですが林務以外の業務 をなさった方が業務を担当されるわけです。

そういった方々が市町村の森林整備計画を担い、またそれに基づいて、森林整備の事業一切が行われていくとなると、何年か経つとまたもう1回新任の担当になった方がそれについて勉強してとなってくるのですけど、そうすると、ある地域を長い目で見て5年、10年あるいは50年と長いスパンでこれからの森林整備を考えていくときに、そのように数年ごとに変わる担当というのは、窓口部分になって整備を進めていくのには馴染まない、ということに危機感を持っています

とはいっても、市町村の担当の方は変わっていくのがルールになっているようですが、林務の 方々は同じ林務の中を周り、それぞれの地域で OB として住んでらっしゃるので、地域の林務 OB みたいな方が市町村の林務の行政に対してオブザーバー的に、自分はこの地域にこれからもずっ と住み続けて市町村の森林整備の計画について、何でも聞いてくれればアドバイスをする、というような、ちゃんと地域に住んでらして、林務のことをしっかり分かって、長い目でそういう行政を助けていただける人を、できれば県で手当てしていただけると、すごくいいのではないかと思っています。

(植木座長)

それは森林税でなんとかしようという話ですか。

(麻生委員)

いや、そういうことではないです。

(植木座長)

そうしますと、今の話は大変大事な問題だと私は思っております。しかし、今の森林税の問題からかなり外れてしまうので、これはまた別の機会に議論しましょう。これは県の方も十分御存じだと思いますし、ここでの議論には少しそぐわないかなと思います。

ほかにどうでしょうか、資料2や全体をとおして。

(牛越委員)

資料2の4ページのところに県民参加というところで、アンケート調査を先ほど簡単に触れられていましたが、このアンケート調査ですが、逆に資料4の5ページにアンケート調査の項目の案というのがあるのですが、これはこのことでしょうか。

と同時に、7ページからアンケート調査結果が入っていますが、これをみると会議などを 4 日間やった、その時のアンケート結果を参考に付けていただいている、という理解でよろしいでしょうか。

(森林政策課 春日企画係長)

この後、この資料 4 についても説明をさせていただいて、そこに今牛越委員さんご指摘のアンケート調査項目案というもの、これが来年度予定しているアンケート調査のたたき台ということで今日ご意見をいただければということと、それに先行して試行という形で、アンケート調査をしてみました。また後ほど説明させていただきます。

(植木座長)

資料4の説明の終わったあとで、もう一度これについてやるようにしましょう。

すいません、ちょっと時間がかかっておりまして、お疲れのところだと思いますので、ちょっとだけ休憩をとりましょうか。

5分だけ休憩をとって3時15分から始めようと思います。よろしくお願いいたします。

<休憩>

(植木座長)

それでは再開いたします。

最後の資料4について事務局から説明をいただいたあと、再度もう一度皆さんからご意見等を

伺いたいと思います。 事務局の方で説明をお願いします。

※事務局より、以下の資料について説明

資料4 森林づくり県民税活用事業(森林整備関係)実績位置図について 森林づくり県民税活用事業の実績見込み 森林づくり県民税に係るアンケート調査項目(案) 森林づくり県民税に係るアンケート調査結果

(植木座長)

資料4について、ただいま説明を受けました。 とりあえず、資料4につきまして、質問意見等がありましたらよろしくお願いします。 牛越さん、いいですか先ほどのアンケートの県民参加のことについて質問されていましたが。

(牛越委員)

今ご説明いただきました 10 ページのところに、調査の母集団が関係者ということで、非常に高い約 9 割の方が県民税のアンケートの中の一番のポイントである県民税について賛成という評価をいただいています。

これはやはり、実際の納税者であります県民の方と意見が異なる母集団と考えられますので、 これはぜひ正確に意見をとっていただくような仕組みを是非ご検討いただきたいと思います。

この場合、県民の皆さんの感覚でお答えいただくというのが、もちろん一番正確な反映の一つかもしれませんが、やはり制度を理解いただき、また、実績なども理解いただいた上で、アンケートに応えていただく仕組みのために、先ほど大岩委員さんからもありましたように広報ということについて、アンケートのために、ということではもちろんありませんけど、しっかり周知の必要があると思います。

その場合、県の広報、あるいは私どもの市町村の広報などもご活用いただければ、ありがたいと思います。一つだけ頭に置かなくてはいけないのは、私どもの広報おおまちは、月に2回大体16ページないし14ページくらいで、市民の全戸にお配りする前提でやっているのですが、広報というのは一つには、自分の関心がある部分には目が行くのですが、比較的関心のないところには目がいかないですね。例えば3歳児の子どもをお持ちのお母さんは、3歳児検診の記事は必ず見るのですが、そうでないところは読み飛ばす、これは新聞記事でも同じだと思うのですが、そんなこともあるので、ぜひ目に留まるような工夫をしながら広報を展開するよう、私どもも気をつけていきたいと思いますので、県においてもご配慮いただきたいと思います。要望でございます。

(浜田委員)

2 番目の設問事項で、森林整備や県産材利用の必要性というところで、例えば豊かな水を生み出したり、地球温暖化、土砂災害を防ぐためにということが書かれているのですが、大前提として関係者である方たちはそう思っているし、一生懸命これを普及していらっしゃるわけですが、実際には県民の皆さんが、森林整備や県産材利用を本当はどう思っているのかから探った方がいいのではないでしょうか。

まさしく実態を把握して対応するべきものだと思うので、森林整備はそもそも良くないじゃないかと思っている人もいらっしゃるだろうし、どれくらいの方がそう思っているのか、年齢層的

にはもしかしたら、切っちゃいけないと思うのが都市部だと多かったりするものですが、そういうことを知るためには、先に森林整備や県産材は、こんなにいいですよと大前提に入るのではなく、どう思われているかということをまず探る設問項目にしていただきたいし、ネガティブな木を切って使わない、なるべく木じゃないものを使った方がいい、というような設問項目を作って、本当にそういうふうに思っていらっしゃる方もどれくらいいるのかを探った方がよいと、私はこれを見て思いました。

(松岡委員)

この県民税の活用事例の実績位置図というのは、ものすごくビジュアルに訴えるものだと思って、いい資料だと思っています。

アンケートをされるときでもいいですけど、もし個人情報にかからないのであれば、こういうものを横において、森林税はこれだけ全県でやっていますと、その中でこのアンケートに答えてください、というふうにすると、自分の住んでいるところをまず見ますよね、それでこんなに森林税が活用されているということで、色々言わなくても分かってしまう部分も多いのではないかと思います。

この地図をぜひ積極的に利用なさって、先ほどから言われている森林税の広報についても、この地図は実力を発揮するのではないかなと思います。

(植木座長)

アンケートですからね、余り余分なものを付けないほうが、多分いいのではないかなと。

(松岡委員)

アンケート会場にこういうものをちょっと大きめに設定しておいて、これを見ながらここでアンケートに答えてください、という感じでやると、とても当事者意識としては、響くものがあるのではないかとそんなふうに考えました。

(植木座長)

そこは検討しましょう。いまの方法がいいのかどうかについて。

(小澤委員)

今のアンケートに関して、おっしゃるとおり、誘導尋問みたいになってもいけないという面もあると思うのですが、一面において県民にとって県民税を5年継続することの意味が全く分からないと答えようがないと思います。大前提として、間伐をあと何年続けないと森林が使いものにならないという話が、今回の会議を始めるにあたってあったものですから、「アンケートを通じてそうした現実の広報としてしまう」という手も考えられます。

ですから、この部分は議論も必要で、現時点での答えはないのですが、そんな面にもご配慮いただく必要面があると思います。

(犬飼委員)

アンケートの対象者は、どういうふうに考えていますか。それから何人くらいを目標としているのか。それからもう一つは、税金は5年間終わって、また税金をどうするかというアンケートになっていますが、山の状況として間伐事業をしなくてはいけないのが、あとどのくらいあるの

かというようなことが分からないと、これから税金をとって、それを利用して事業をするという ことの先の見通しはあるのでしょうか。

(森林政策課 春日企画係長)

まず、アンケートのやり方ですけれども、今考えておりますのは、委託してアンケートを実施することを考えています。対象の人数は 2,000 人程度ということで、予定しております。

3 点目でお話のありました、間伐をいつまでやるのかとかどのくらい必要なのかという関係でございますが、そこは、私どももはっきりさせていかなくてはいけないなと思っております。今後何年税をいただけばいいのかということに通じますので、その点については来年度の地域会議等で資料を提供させていただきながらご議論なりをいただく材料とさせていただきたい。

(植木座長)

アンケートを実施する前に地域会議、県民会議が1回開かれるという理解でよろしいですね。

(森林政策課 春日企画係長)

アンケートについては、できれば来年の7月、8月に実施したいと考えておりますので、1回目の県民会議が、今の予定でいきますと7月の上旬になってしまいまして、間に合わないという状況になります。今までもやらせていただいたように、案が出来たところで委員の皆様には随時送らせていただいてご意見をいただく予定です。そんなことで対応させていただければと考えています。

(植木座長)

7月から8月に実施、2,000人規模、会社に委託してお願いするということですね。

アンケートもできるだけ客観的にとれるかが大変重要なことでありまして、この点に十分配慮してやっていただきたい。もちろん原案ができた時点では、皆さんにはこういうことでということで確認をとると思いますし、意見があったらそのときによろしくお願いします。

(浜田委員)

森林づくり県民税活用事業実績の森林整備以外、というところの数字で、例えば佐久の立科町等はべらぼうに高い数値が出ているのですが、このようなところは何をしていらっしゃるとこのような大きな数字が、出てくるのでしょうか。教えてください。

(植木座長)

極端なところがありますね。小諸では21年度は25件とか。

(森林政策課 春日企画係長)

これにつきましては、地域のそれぞれの状況がありまして、立科町だとか多いところは、松くい虫の事業で対応できない枯れた木の処理にこの推進支援金を活用した場合に、箇所数が多くなったということです。

(植木座長)

実績ですから、できるだけ丸めないで、番号を振って1は松くい虫2はペレットストーブとやった方が我々としてはありがたい、特徴が出るのではないかと思います。

他にいかがでしょうか、何かございませんか。

(小澤委員)

時間も終わりに近づいてきたのですが、今回5年間のまとめということで、実績見通しを出していただきました。これによって大体23,400haという間伐も無事終わって、これによって山の水のかん養など多面的効果が発揮できることが見えてきました。そこで、ようやくもう一つの本筋の主伐材がいよいよ戦後50年したものが、無事に売れていく土台ができてきたのだと思います。そうした中、主伐材の今後の販売見通しであるとか、需要見通しも県の方でお考えや目途があれば、教えていただきたいと思います。

(信州の木振興課 塩入課長)

森林づくり指針の中ではかなり大きな目標を立てて生産流通させていこうとしているのですが、 今私どもがやろうとしているのは、川下対策ということで、製材業の連携による製品の安定流通 をしようとしています。それには山から出してくる中でのコスト縮減、そして安定的な製材、流 通そういったものを考えています。

そのためには、先ほど少し申したように製材所の連携ということもありますし、住宅の傾向として長期優良住宅、いいものを作って修理して長く使うというストック型社会に適用したものが主流となるので、そういうところに県産材を使っていくことが一つ、それからもう一つは、公共建築物利用促進法というものができましたので、公共建築物への需要の拡大、これが見込まれるということです。

また、公共土木工事への利用、木質バイオマスと全てを利用していこうと、県産材利用方針を 公共建築物利用促進法に基づいて改訂しましたが、そういった方針に沿って需要拡大を進めてい こうとしています。

また、新製品の開発として、今週県庁のロビーで県産材の新製品開発の結果について展示をしており、機会があったらぜひご覧いただきたいのですけど、そういった新製品の開発等も含めまして、これからいよいよ利用期に入ってくる木材の利用先をしっかり開拓して、需要を確保してこうと考えています。

数字は今のところ出てきませんけど、そういった色々な方法を通じて県産材の利用、いわゆる 川下の流通確保、需要の拡大を図っていきたいと考えているところです。

(小澤委員)

ありがとうございました。また、その都度色々教えていただきたいと思います。

(植木座長)

中々難しいところがありますが、何のために間伐をやっているかというと、当然公益的機能を向上するということと、これが我々の資源として、あるいは生活に役立つような資源として残し、いずれは利用したいということも同時にやっているわけです。

ほかに、全体をとおして何かございますか。

(滝澤委員)

地域会議等でも出されているのですけど、森林税の内容がちょっと分かりにくいとか、利用間 伐で材を出した方がいいのではないかとか、色々出されています。

そういう中で、県民税でありますので、特に国の制度に合致していなくてもある程度地域でど

うしてもここは森林整備しなければならない、あるいはこのところについては、鳥獣関係で緩衝帯整備をしなくてはいけない、そういうものについては、特に国の制度とは関係なくやっていただくことが、県民税としての独自のものが発揮できると思われます。

また、今年は特に、国際森林年という形のなかで、この間の県会の質問の中にもありましたけれども、県としてはこの森林年をどのような形でPRするのかというような話も出された中で、答弁の中でも広く県民の方々に林業の大切さ等については、知事とそういう関係者の対談という形でPRしたいと答弁されていらっしゃった中で、ぜひ森林整備の必要性、あるいはまた、それに伴う財源等についても森林税というものが非常に大切であるというようなことも対談の中に入れていただければ、こういういい機会で県民の方に良く理解していただけるのかなと思います。

特に知事さん等の話となれば、みんな興味を持って聞くのではなかろうかと思いますので、ぜ ひそのような機会に、森林税の関係とか整備の大切さ等も話に出してもらうような形で進めても らえればと思います。

(高見澤委員)

非常に数字も目標に対して達成しているということで、その点については評価するところですが、広報の中でやはり非常にお金がかかるという中で、大岩委員さんからも話がありましたけれども、その中でもケーブルビジョンというものがあります。

これは、高度情報化時代に対する要望の拡充ということで、構築時期に入っています。ということで各ケーブルビジョンというのは、コンテンツが少ないので、ぜひその辺を有効に活用いただければありがたいと思います。

それからもう一つは、主伐材の意見が出ましたけれども、県の税収も減っているということで、 県産材の優先使用ということで、業界では大分考えているところがあります。これは税もありま すけど、当然移動距離が延びればそれだけ環境に対する負荷も大きいということで、県産材を優 先使用するんだということで、県の技術管理室とも調整しているところでありますけど、林務部 さんの方もその辺の調整をとっていただいて、この政策の中での将来的な使用量などの目標を、 ぜひ設定していただいて運営していただければありがたいと思います。要望いたします。

(信州の木振興課 塩入課長)

県の中では部局横断組織がございまして、県産材利用促進連絡会議の中で、公共土木の材料を どのくらい使うかという調整もとっております。土木工事についても建築に使う分についても横 の連携をしっかり取りながら進めているところです。

(牛越委員)

森林づくり県民会議の主たるテーマではないと思いますが、非常に今心配する事項で、森林あるいは水源を中心とした森林の土地取引、外国資本に知らないうちに随分買収されているのではないか、という報道がされています。

また、今後十分検討していかなければいけない、特にこれは法整備、国の段階での対応が求められていると思うのですが、私自身も断片的な報道などでしか知り得ていないのですが、この森林づくりをする上での基盤となる土地そのものが、十分安心した状態で管理、保持される、そういったところに関心を向けなくてはいけないと思いますが、今県ではどのようなご見解、どのような見通しをお持ちでしょうか。分かればその範囲で教えていただければとおもいます。

(久米林務部長)

外国資本による森林の売買ということでございますが、森林資源の取得を目的とした外国資本

により県内の森林が取得された、こういう事例は、今のところ私どもとしては把握しておりません。

いずれにしても、外人の方が山を持つ、日本人の方が山を持つ、どういう方が山を持とうがその森林が適正に維持管理され、期待される機能が発揮される、そのことが最も大切なことだと思います。

そのために、森林法を始めとする関係法令、県が独自に持っております長野県ふるさとの森林づくり条例、このようなものをしっかりと適用して、そうした森林の機能が適正に発揮されるように我々としては、今後、努めていきたいと思っております。

また、国においても全国的にそういうような話題となっておりまして、法の改正みたいなものも民主党のプロジェクトチーム、それから自民党としては、もう法案を出して今国会の審議にかかっているという話を聞いておりますので、そうした動きも注視してまいりたいと思っています。

(牛越委員)

ありがとうございました。昔教科書で、国家の3要素は国民と国土と統治組織で、一番重要なのは国土だと思います。最も日本もジャパンマネーとしてバブルの頃は、外国でホテルを買ったりゴルフ場を買ったり土地を買ったという経過がありますから、一方的に外国人がどうのということでなく、またTPPの課題もあります。自由取引というのは原則にあると思うのですが、やはり国土というのは、特に水源や森林の保全上重要な地域は、少なくとも監視や届出というような仕組みを盛り込むことも一つではないかなと思っています。また、今後の経過を私どもも関心を持たせていただきます。

(小木曽委員)

森林税に直接でないと思いますが、今、牛越さんの言われた私の村へも日曜日になると山を買いに来る人がおります。2回来まして対応しましたけど、そのときは余り感じませんでしたが、この頃中国が日本の山を買い求めているということを読みますと、この人が日本人を介してうちの村へ山を買いに来たということがありましたので、すぐ村でもこれからは届出制度や何かをした方がよくないかと、伐採も届出制度で防いだことがありますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、私の村は流域の交流がうまくいっている愛知県の矢作川流域の一番源でございますので、そんな関係で森林の里親促進事業につきましては、村の方から直接、隣の豊田の自動車の町に行って、里親制度の促進を村の方からお願いして、5 社入っていただいている。毎年1 社 100万円ずつ森林整備に使いなさいよと言っていただいています。

なんとかこれを毎年1者ずつ増やして、アイシンという会社は今5つ入っていて12者ありますので、12者全部お願いして毎年1200万円ずつお願いしたいと、大きな夢を抱いているのですが、5者までいくとなかなか難儀をしております。

一つお願いですが、豊田地域の新聞に、この会社は長野県にこういう良いことをしているというような、県から新聞社にお願いして PR をしてもらえないかと思うのですが。そうすると他社の人たちも刺激を受けて、協力してくれる気がしますので、そんな活動にも森林税を使って PR をしていただきたいと思います。

(植木座長)

小木曽委員さんの意見ということで、ご検討いただければと思います。

それでは、時間もいよいよせまってまいりまして、委員さん全員からも意見が出されましたの

でこの辺で終了したいと思います。

最後、どうしてもという方がいらっしゃいましたら、よろしいでしょうか。

それでは、盛りだくさんの議題でありながらも時間が短くて、皆さまには中々十分に意見をいただく時間がなかったかと思いますが、私の司会進行もうまくいかなくて申し訳なかったと思います。ただ、今日の意見を事務局に持ち帰っていただいて、次年度の4年目にあたります税活用事業に生かしていただければと思っております。

事務局から何かございますか。

(森林政策課 春日企画係長)

それでは、次回の来年度最初になります第1回県民会議ですけれども、7月7日木曜日の近辺を予定させていただきたいと思います。追って日程調整をさせていただきますので、その節はよろしくお願いいたします。

(植木座長)

では以上をもちまして議事を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

4 閉会

(森林政策課 濱村企画幹)

どうも長時間にわたりありがとうございました。

最後に久米部長から皆さまに御礼の挨拶を申し上げます。

(久米林務部長)

限られた時間の中でございましたけれど、税事業につきまして、非常に多岐にわたりご意見を 賜り本当にありがとうございました。

また、森林林業全般につきましても、非常に核心をついた貴重なご意見ご提言をたいだいたと思っております。これからの我々の事業展開の中で、今日いただいた意見につきましては、参考にさせていただきたいと思っています。

また、討議の中で国の制度が変わるというようなお話が出ました。国におきましては森林・林 業再生プランというものを作りまして、今から 10 年後の 2020 年には国産材の自給率を 50%以上 にするという大目標を掲げて今急激な制度改変をやっているわけでございます。

背景には政府として、日本の森林資源は、非常に充実をしてきたので、林業というのはこれからの日本を支える成長産業の一つだと、こういうような認識があるわけでございます。

木が売れるのかという話が必ず出るわけでございますが、今は国産材の自給率は27%で73%は外材が入っており、その73%の部分を外材から国産材にひっくり返せばいくらでも木の需要はあるというのが国の基本的な考え方のようです。

それがなぜ今までできなかったかというと、資源が未熟であったということと、競争力があって品質が確かで、安定して木材を供給するという体制ができていなかったというのが原因だと、ですので、その原因の部分を除去すれば林業というものは、非常に大きな可能性を秘めている、こんな考え方でございますので、来年度からの5ha以上から搬出間伐に補助対象を限るというのも、そうした考え方を具現化するための制度変更と、こんなふうに捉えていただければありがたいと思っております。

県におきましても、森林づくり指針の中で、木を使った力強い産業づくりというものを大きな

柱に一つに据えておりまして、我々のおじいさんや父親、母親が一生懸命植えて育ててきた山を、なんとかお金にして、少しでも森林所有者の方に還元をしたい、こんなような気持ちでこれから施策を展開していきたいと思っておりますので、これからもアドバイス等をいただければ、大変ありがたいと思っております。

本日は、大変長い時間にわたりまして貴重な活発なご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

(森林政策課 濱村企画幹)

どうもありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたが、本日議論いただきました内容におきましては、事前に皆さまに確認をさせていただいた上で、県のホームページで公表させていただきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(終)